

第2回 白川・緑川学識者懇談会

開催日：平成26年11月10日（月）

開催時間：13：30～15：30

開催場所：熊本河川国道事務所 1階会議室

次 第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 委員長の選出
4. 挨拶 白川・緑川学識者懇談会 委員長
5. 議事
 - 1) 緑川関係
 - 緑川水系河川整備計画の点検
 - 緑川河川改修事業の再評価
 - 緑川総合水系環境事業の再評価
 - ワーキング設置について（案）
 - 2) 白川関係
 - 白川特定構造物改築事業（第一白川橋梁）の事後評価
6. その他
7. 閉会

※参加希望による現地確認（加勢川・緑川高潮対策区間）

白川・緑川学識者懇談会 委員名簿

別紙-1

(敬称略 五十音順)

氏 名	専門分野	所 属 等	備考
井田 貴志	公共経済学	熊本県立大学総合管理学部 教授	
内野 明德	環境	熊本大学 名誉教授	
大本 照憲	河川工学	熊本大学工学部 教授	
小林 一郎	景観	熊本大学工学部 教授	
下津 昌司	河川工学	(元)熊本大学工学部 教授	
馬場 敬次	漁業	熊本大学 名誉教授	
弘田 禮一郎	環境・水質	熊本大学 名誉教授	
森山 聡之	防災	福岡工業大学 社会環境学部 教授	

白川・緑川学識者懇談会 設立趣旨

平成９年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、平成１２年１２月１９日に「白川水系河川整備基本方針」、また、平成２０年７月２５日に「緑川水系河川整備基本方針」が策定されました。

これを踏まえ、基本方針に沿って、白川においては今後概ね２０～３０年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「白川水系河川整備計画」（平成１４年７月２３日）、並びに緑川においては今後概ね３０年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「緑川水系河川整備計画」（平成２５年１月２９日）を策定し、今日まで治水・利水・環境に関する河川整備と維持管理を実施して参りました。

この様な中、河川整備計画策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して、河川管理者に対しご意見を頂く場として「白川・緑川学識者懇談会」を設置するものです。

白川・緑川学識者懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「白川・緑川学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、白川水系及び緑川水系河川整備計画（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。

また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。

3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の設立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認められるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成26年9月26日より施行する。

「白川・緑川学識者懇談会」に関する公開方法について

1. 会議の公開

- (1) 会議、会議資料、議事概要及び委員名簿は、原則公開するものとする。ただし特段の理由があるときは、会議、会議資料、議事概要及び委員名簿を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料、議事概要及び委員名簿の全部又は一部を非公開することができる。

2. 会議の運営

委員長は、学識者懇談会の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。

- (1) 学識者懇談会の秩序を乱した者
- (2) 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

3. 議事概要

「白川・緑川学識者懇談会」の議事について、事務局が発議者の名前を伏せた上で議事概要を作成するものとする。

4. 公開の方法

会議資料及び議事概要等は、国土交通省熊本河川国道事務所ホームページでの掲載等によるものとする。